

○国土交通省告示第四百五十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和六年六月三日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道53号改築工事（津山南道路）及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 岡山県津山市福田字西ケ谷、字坊主山、字塚ノ下、字菖蒲谷、字薬師ノ曾根、字西平、字堂ノ祢、字マヘ、字坂口、字寺田尻、字寺田、字ウノメ、字ウノメ坂、字鍛冶屋敷、字新入寺、字曾祢田、字渡り上り、字大渡り川端、字久保通、字久保通り、字大道端、字土居、字正田、字岩崎、字湯淵、字丸山、字薬師ノマヘ、字供養ノ前、字供養ノマヘ、字大根畑、字桶渡シ、字中宮及び字河淵並びに高尾字神田、字神田ノ袖、字奥田、字ヲク田、字ヲク田古墓ノ段、字上ノ畑、字上ノ畑長畑、字上ノ畑六蔵畑、字上ノ畑茶畑、字長高下及び字北谷南平地内
- 2 使用の部分 岡山県津山市福田字西ケ谷、字坊主山、字塚ノ下、字菖蒲谷、字薬師ノ曾根、字西平、字坂口、字寺田尻、字ウノメ、字ウノメ坂、字鍛冶屋敷、字新入寺、字曾祢田、字渡り上り、字大渡り川端、字久保通、字久保通り、字正田、字岩崎、字丸山、字供養ノマヘ、字大根畑、字桶渡シ、字中宮及び字河淵並びに高尾字神田、字神田ノ袖、字奥田及び字ヲク田地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道53号改築工事（津山南道路）及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、岡山県久米郡美咲町打穴中字真菰池尻地内から同県津山市平福字前田地内までの延長5.4kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道53号改築工事（津山南道路）」（以下「本体事業」とい

う。)は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する（以下「関連事業」という。）。さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う仮設迂回路の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、道路法第12条の規定に基づき本体事業を行うこととされており、また、関連事業の施行に際し必要な道路管理者の同意を得ているほか、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道53号（以下「本路線」という。）は、岡山県岡山市を起点とし、鳥取県鳥取市に至る延長約147kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する津山市及び久米郡美咲町のうち、津山市は、岡山県北部地域（以下「県北地域」という。）の中心都市として、工業団地や流通団地が多数立地するなど製造業等が盛んな地域であるとともに、県北地域で唯一の三次救急医療機関（救命救急センター）を擁していることから、本路線は通勤、買い物、製造された工業製品等の輸送や救急搬送等に広く利用されている。また、津山市及び美咲町は、ピオーネ（ぶどう）の生産が盛んな地域であり、収穫された農産物は、本路線を利用して関東圏、関西圏及び広島方面へ出荷されている。

しかしながら、本路線のうち、「本件区間」に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に規定する車線の幅員を満たさない区間が存在し、正面衝突等の交通事故による通行止めや、路面冠水等の自然災害による通行止めも行われている。また、現道は、一級河川吉井川水系皿川（以下単に「皿川」という。）沿いの谷合や狭い平地部を通過していることから、大雨時には河川の氾濫等による浸水被害を受けるおそれがあり、平成10年の台風10号による洪水では、皿川の氾濫により5時間30分にわたる全面通行止めが発生している。

さらに、令和3年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の一部区間の自動車交通量は、12,001台／日、混雑度1.37となっており、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通がふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路

としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、本件区間に線形等の良好な道路が新たに整備され、自然災害発生時などにおける現道の機能を補完・代替するほか、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成14年9月及び令和4年3月に同法等に準じて任意で大気質、騒音、振動等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、振動等については、環境基準等を満足するとされており、大気質については、工事の実施において道路環境影響評価の技術手法に示されている参考値(以下単に「参考値」という。)を超える値が見られるものの、散水の実施により参考値を満足するとされている。騒音については、環境基準等を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準等を満足するとされていることから、起業者は、本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)における国内希少野生動植物種であるクマタカ、タガメ等、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているアオヘリアオゴミムシ及びカワコザラ、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているシルビアシジミ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているセトウチサンショウウオ等、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズオオバコ等、準絶滅危惧として掲載されているカワヂシャ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、ミサゴについては、建設機械の騒音による繁殖阻害の可能性があることから、低騒音型・低振動型建設機械の採用を、セトウチサンショウウオについては、工事中の濁水が産卵環境へ流入する可能性があることから、産卵された卵囊の移設を、カワコザラ、カワヂシャ等については、工事中の濁水が生息又は生育環境へ流入する可能性があることから、沈砂池の設置を、タガメ、アオヘリアオゴミムシ等については、道路照明の光が直接入射するなどの間接的な影響が生じる可能性があることから、光漏れの少ない灯具等の採用をそれぞれ実施することとしている。加えて、起業者

は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が24か所存在するが、発掘調査が必要とされた22か所のうち、17か所については既に発掘調査等が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る5か所についても岡山県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令による第3種第2級の規格に基づく4車線の一般国道を建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成15年7月29日に都市計画決定された都市計画と、車線等の幅員、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事及び関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は道路構造令に規定する車線の幅員を満たさない区間が存在し、交通事故や自然災害による通行止めが行われているほか、交通混雑も発生しており、本件事業によりその機能を補完・代替し、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図るとともに、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる空港津山道路整備促進協議会より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 岡山県津山市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地

岡山県津山市福田字西ケ谷、字坊主山、字塚ノ下、字菖蒲谷、字薬師ノ曾根、字西平、字堂ノ祢、字マへ、字坂口、字寺田尻、字寺田、字ウノメ、字ウノメ坂、字鍛冶屋敷、字新入寺、字曾祢田、字渡り上り、字大渡り川端、字久保通、字久保通り、字大道端、字土居、字正田、字岩崎、字湯淵、字丸山、字薬師ノマへ、字供養ノ前、字供養ノマへ、字大根畑、字桶渡シ、字中宮及び字河淵地内